



# お知らせ

申 申し込み 問 問い合わせ 申・問 申し込み・問い合わせ  
〔先着〕先着順 〔抽選〕申し込み多数のときは抽選

☐電話番号案内 (市外局番022)  
仙台市役所 ☎261-1111(代)  
青葉区役所 ☎225-7211(代)  
宮城野区役所 ☎291-2111(代)  
若林区役所 ☎282-1111(代)  
太白区役所 ☎247-1111(代)  
泉区役所 ☎372-3111(代)  
宮城総合支所 ☎392-2111(代)  
秋保総合支所 ☎399-2111(代)

☐仙台市ホームページ  
<https://www.city.sendai.jp/>  
☐仙台市広報課Facebookページ  
<https://www.facebook.com/sendaijr/>

☐注意事項  
●催しは、11月6日からの内容を掲載しています  
●料金の記載のないものは無料(入館料が必要な施設あり)  
●休館日等は事前にご確認ください  
●来庁・来場の際は公共交通機関をご利用ください  
●ファクス番号が未掲載の場合は、広報課FAX211-1921、☎214-1150へお問い合わせください  
●市役所への郵便は郵便番号(〒980-8671)と課名のみに届きます

- 申し込み内容(講座名等)
- 〒住所
- 氏名(フリガナ)
- 電話・ファクス番号
- その他必要事項

支援対象となる借入限度額		宮城県奨学金を受けていない場合		宮城県奨学金を受けている場合	
私立	公立	私立	公立	私立	公立
40万円	20万円	150万円	90万円	40万円	20万円
—	—	80万円	50万円	—	—
—	—	40万円	25万円	—	—

お知らせの内容は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止や延期となる場合があります。また、10月号以前に掲載した内容についても、中止や延期となっている場合があります。必ず事前に、各問い合わせ先にご確認ください。また催し等に参加する際は、マスクを着用するなど感染防止にご協力ください。

津波への備えを確認しよう  
11月5日は「津波防災の日」です。東日本大震災の経験を通じて、津波から命を守るため、避難場所や避難経路等を改めて確認しましょう。詳しくは、市役所本庁舎1階市民のへや、区役所総合案内等で配布する「津波からの避難の手引き」(市ホームページ)をご覧ください。

仙台市総合コールセンター「杜のおしえてコール」を開設します  
仙台市のさまざまな制度や手続きなどに関するお問い合わせに、オペレーターが分かりやすくお答えします。また、よくある質問とその回答(FAQ)を掲載した専用ホームページ<https://faq.callcenter.city.sendai.jp/>も開設しますので、併せてご利用ください。

歩きたばこはやめましょう  
市民の安全を確保し、誰もが安心して暮らせるまちを実現するため、「仙台市歩行喫煙等の防止に関する条例」が施行されています。たばこの火は非常に高温であり、人混みの中での歩きたばこやポイ捨ては、火災の危険を伴うためとても危険な行為です。道路等で、歩きたばこをはじめとする、火のついたたばこで他人の体などに被害を与える恐れのある行為等は行わないようにしましょう。

「仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画」の中間案にご意見をお寄せください  
市では、「仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画」に基づき、消費生活に関する施策を総合的に推進しています。現計画の計画期間が本年度で終了することに伴い、次期計画の策定を進めています。このたび、中間案を取りまとめましたので、市民の皆さんのご意見をお寄せください。

東日本大震災による津波で流出した写真等の返却会を行います  
●日時 ①11月7日 ②11月14日 ③11月28日 各土曜日 午前10時～午後4時 ●会場 ①岡田会館(宮城野区蒲生字鍋沼42) ②六郷市民センター ③七郷市民センター ●直接会場へ 問 防災計画課 ☎214-3047

断ができるDVチェックリストなどの展示  
※いずれも問男女共同参画課 ☎214-6143  
●対象 落書きの被害を受けた家屋や施設の所有者・管理者、落書き消去活動を行う団体 ●貸出物品 消去剤・雑巾・バケツ等 ●申区役所街並み形成課、宮城総合支所公園課、秋保総合支所建設課(☎は10ページ)

## 申込時の必要事項 ①応募内容 ②〒住所 ③氏名(フリガナ) ④☎・FAX ※往復はがきの場合は返信先も記入

●対象 ①次の全ての条件を満たす方 ②年間総収入額等が一定の金額以下の世帯の方、児童扶養手当を受給している世帯の方、生活保護が停止・廃止された世帯など、就学援助の認定基準を満たす方 ③他市町村から新入学用品費の支給を受けていない方 ④令和3年2月1日時点で仙台市に住民票があり、令和3年3月31日までに市外へ転出する予定のない方 ⑤令和3年3月時点で生活保護を受給していない方 ●支給金額 5万1060円 ●申市立小学校の就学時健康診断で配布する申請書(市ホームページ)からダウンロード可(で令和3年1月25日までに問 学事課 ☎214-8861)

## 税のお知らせ

新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税・都市計画税の軽減  
新型コロナウイルス感染症の影響によって、令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入が前年同時期比で30%以上減少した中小事業者等の方は、申告により令和3年度分の償却資産と事業用家屋の固定資産税・都市計画税の軽減を受けることができます。申告書および申告方法等については、市ホームページをご覧ください。

新型コロナウイルスの影響で、収入に相当の減少があり、納期限までに納付または納入が困難な方は、1年間市税の納税の猶予を受けることができます。詳しくはお問い合わせください。問 北徴収課【青葉区】☎214-8152【泉区】☎214-5027、南徴収課【宮城野区・若林区】☎214-8153【太白区】☎214-8154

暮らしを支える税—11月11日～17日は「税を考える週間」です  
税金は、私たちの生活をより豊かで安定したものにする重要な財源です。市で行っている福祉の充実、道路の整備、教育などさまざまな事業の財源の多くは市税によって賄われています。この機会に、市ホームページおよび国税庁ホームページ<https://www.nta.go.jp/>をご覧ください。税の知識と理解を一層深めましょう。

断ができるDVチェックリストなどの展示  
※いずれも問男女共同参画課 ☎214-6143  
●対象 落書きの被害を受けた家屋や施設の所有者・管理者、落書き消去活動を行う団体 ●貸出物品 消去剤・雑巾・バケツ等 ●申区役所街並み形成課、宮城総合支所公園課、秋保総合支所建設課(☎は10ページ)